

県税のしおりNo.2

個人事業税



個人事業税とは

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対して、事業の所得を課税標準として事務所又は事業所所在の都道府県において、これらの事業を行う個人に課される税金です。

納める人

県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を行う個人。（事務所又は事業所を設けずに事業を行う場合は、事業を行う個人の住所又は居所のうち、事業と最も関係の深いものをもって事務所又は事業所とみなします。）

第1種事業（税率5%）

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業	製造業
電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業
倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	出版業	写真業
席貸業	旅館業	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業	演劇興行業	遊技場業
遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業
冠婚葬祭業					

第2種事業（税率4%）

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

※主として自家労力を用いて行うものは除きます。

第3種事業（税率5%）

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	司法書士業
行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業
理容業	美容業	クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業
測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業		

第3種事業（税率3%）

あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業
---------------------------------------	------

納める額

納める額 = 〔前年の事業所得及び不動産所得 - 各種控除 - 事業主控除（年間290万円）〕 × 税率

注1 注2 注3

注 1

- ・前年の事業所得及び不動産所得は、それぞれ総収入金額から必要経費を控除した金額です。
- ・所得税において青色申告控除を受けている場合は、青色申告控除前の所得が対象になります。
- ・事業を行う個人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

青色申告者	青色事業専従者に支払われた適正な給与額
青色申告者以外の申告者	事業専従者 1 人について、A または B のいずれか低い方の金額 A 配偶者である事業専従者 86 万円 その他の事業専従者 50 万円 B 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者 + 1)

注 2

- ・各種控除には、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除があります。

注 3

- ・事業を行った期間が 1 年に満たないときは、事業主控除額は下記のとおり算定します。(事業を行った月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。また、月割計算をした結果、事業主控除額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は千円とします。)
- 事業主控除額 = 290万円 × 事業を行った月数 / 12

申告と納税

申 告

- ・毎年 3 月 15 日までに申告してください。
ただし、所得税の確定申告書又は県市町村民税の申告書を提出された方は、申告する必要はありません。
- ・年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から 1 か月以内（納税義務者の死亡による廃止の場合は、4 か月以内）に申告する必要があります。

納 税

- ・県から送付される納税通知書により、8 月と 11 月の 2 回に分けて納税してください。（年税額が 1 万円以下の場合は 8 月にまとめて納税をお願いします。）このほか、所得税の修正申告、更正、決定処分に基づく課税の場合には、別に定める納期限までに納税してください。
- ・納税には口座振替の制度があります。この制度を利用すると、金融機関の預金口座から自動的に振替納税されますので、納期の都度、金融機関に出かけて納税する手間が省けます。
口座振替を希望される方は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

くわしくは、もよりの県税事務所へお問い合わせください。

	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
別 府 県 税 事 務 所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井 14-1	0977-67-8211
大 分 県 税 事 務 所 課 税 第 一 課	870-0021	大 分 市 府 内 町 3-10-1	097-506-5773
日 田 県 税 事 務 所	877-0004	日 田 市 城 町 1-1-10	0973-22-4175
中 津 県 税 事 務 所	871-0024	中 津 市 中 央 町 1-5-16	0979-22-2920

ホームページ「くらしと県税」<https://www.pref.oita.jp/site/zei/>